

PLUM法を用いた地震動の 予報業務許可の申請について

気象庁
総務部情報利用推進課
地震火山部

予報業務を行おうとする者は、気象業務法第17条の規定に基づき、気象庁長官の許可を受けなければなりません。

平成30年7月1日以降、申請が到達してから、許可(不許可)の通知までに要する標準処理期間は、以下の通りです。

○地震動の予報業務の許可等

イ 地震動(震源由来震度) 1か月

ロ 地震動(波面伝播非減衰震度) 1か月

ただし、気象庁が提供する以外の予報資料を収集する場合は、3か月とする。

変更認可を受ける場合の標準処理期間も同様です。

予報業務の許可等に関する審査基準の一部改正に伴う地震動の予報における「予報を行おうとする現象」の変更について

気象庁では平成30年3月22日から、巨大地震が発生した際でも精度よく震度予想できる手法(PLUM(*1)法)を導入した緊急地震速報の運用を開始しましたが、これに伴い、予報業務許可事業者におかれましても同様の手法で地震動の予報業務が可能となるよう、規則等の改正を行い、平成30年7月1日からは、従来「地震動」のみであった区分を、以下の2つに区分することとします。

○地震動(震源由来震度)

地震の発生時刻、震源の位置及び地震の規模に基づき、地震動の震源からの距離による減衰を考慮し、震度により地震動を予想するもの

○地震動(波面伝播非減衰震度)

地震の発生時刻、震源の位置、地震の規模に加えて、「その他の予報資料」(*2)に基づき、一定の条件下において地震動の距離による減衰を考慮せず、震度により地震動を予想するもの

本審査基準の改正前に地震動の予報業務許可を得た事業者は、改正後は、前述の2つの区分のうち地震動(震源由来震度)のみを「予報を行おうとする現象」として許可を得たものとみなします。また、これらの事業者が新たに設けられる区分の地震動(波面伝播非減衰震度)を「予報を行おうとする現象」に含めようとする場合には、変更認可を受けることが必要です。

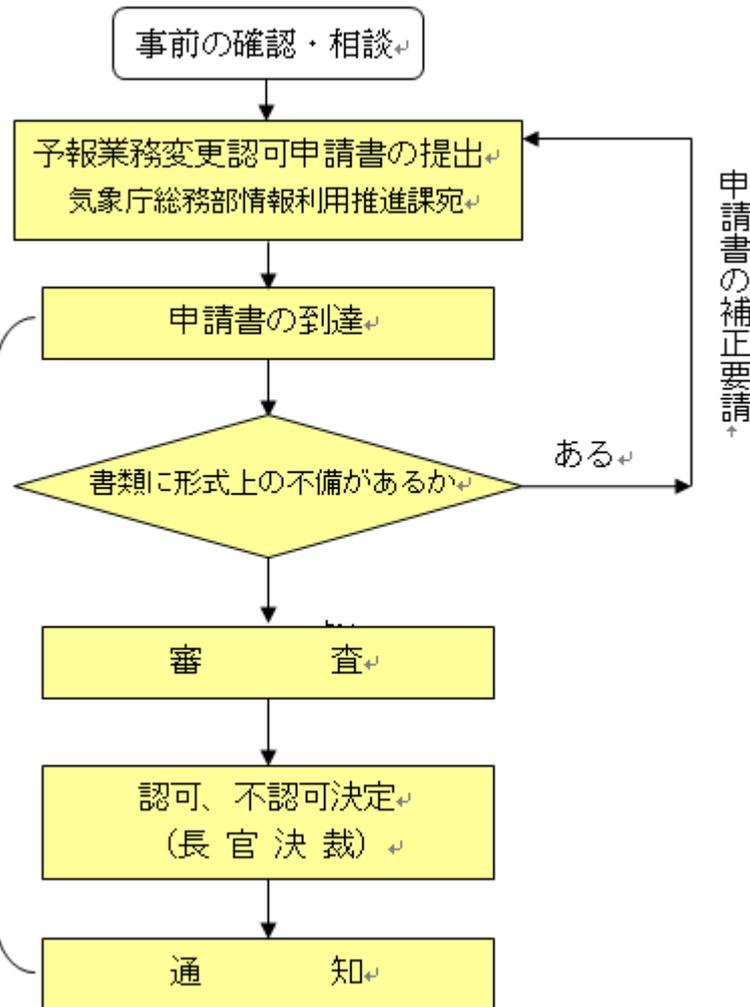
* 1 Propagation of Local Undamped Motionの略

* 2 改正後の気象業務法施行規則第十条の二第一号イに定めるもの

予報業務の変更認可申請 その1

本審査基準の改正前に地震動の予報業務許可を得た事業者が新たに設けられる地震動(波面伝播非減衰震度)を「予報を行おうとする現象」に含めようとする場合の**変更認可**手続きの流れ

(「気象等及び地震動の予報業務許可等の申請の手引き」から引用)



(標準処理期間)

・地震動(波面伝播非減衰震度)

1か月

ただし、気象庁が提供する以外の予報資料を収集する場合は、3か月とする。

○登録免許税について

すでに気象・波浪、地震動、火山現象若しくは津波のいずれかの予報業務の許可を受けている者がそれ以外の予報業務の許可を受けようとする場合の変更認可の場合、気象庁への許可申請に先立ち、登録免許税法第2条別表第1に基づく税額9万円を麴町税務署(気象庁の所在地を管轄)に納付しなければなりません。要素の変更のない場合には、登録免許税は納付する必要はありません。

(「気象等及び地震動の予報業務許可等の申請の手引き」から引用)

地震動の予報業務許可を得ている事業者が新たに設けられる地震動(波面伝播非減衰震度)を「予報を行おうとする現象」に含めようとする場合、登録免許税の納付は必要ありません。

予報業務の変更認可申請 その3

地震動の予報業務許可を得ている事業者が新たに設けられる地震動(波面伝播非減衰震度)を「予報を行おうとする現象」に含めようとする場合に必要となる変更認可申請書類

提出書類名	部数	備考
予報業務変更認可申請書	1	必須
予報業務計画書	1	必須
要員の配置の状況及び勤務の交替の概要	1	変更がある場合
観測施設の概要	1	変更がある場合
予報資料の収集解析及び警報事項の受信施設の概要	1	変更がある場合

添付書類名	部数	備考
予報資料及び警報を配信する事業者との契約書等の写し	1	変更がある場合
予報資料の収集解析又は警報事項の受信施設の借用に関する契約書の写し	1	変更がある場合
予報資料及び警報事項を入手する回線の通信事業者との契約書等の写し	1	変更がある場合

提出書類は「新」「旧」の両方を作成し、書類の右上に「新」又は「旧」と記入し、変更箇所にはアンダーラインを引いてください(追加部分は「新」に、削除部分は「旧」に、内容変更部分は「新」「旧」両方にアンダーラインを引く)。また、変更内容に対応した添付書類を添えて提出してください(添付書類の旧版は不要です)。

地震動(波面伝播非減衰震度)の 変更認可申請受付スケジュール(予定)

変更認可申請の事前相談 : 6月下旬予定 ※申請書類作成に係る相談等

変更認可申請受付開始 : 平成30年7月2日(月)～ ※7月1日は日曜日